

研究課題援助に関する細則

平成 24(2012)年 4 月 12 日 理事会制定

(総則)

第 1 条 一般社団法人日本医学物理学会(以下「本会」という)は、定款第 4 条 2 号の調査研究を促進するため、特定の研究課題についての資金援助を行う。

2 本会の研究課題援助のことは、定款による以外は、この細則による。

(課題の公募)

第 2 条 研究課題の公募は原則として毎年行い、3 月頃に日本医学物理学会誌(以下「会誌」という)及び本会のホームページを通じて会員に周知する。

(応募の資格)

第 3 条 研究代表者は、本会の正会員とする。

(援助課題の決定)

第 4 条 理事会において援助対象の研究課題を決定する。

(研究期間)

第 5 条 研究期間は、2 年とする。

2 原則として研究課題援助支給通知を受けた日を以て研究開始日とし、2 年後の 2 月末日を以て研究終了日とする。

(研究成果の公表)

第 6 条 研究成果は、研究終了年またはその翌年の学術大会において報告し、また最終報告書を会誌および本会のホームページに掲載する。

2 研究成果を学術誌に公表する場合は、本会の援助を受けたことを併記するものとする。また、会誌以外の学術誌に公表する場合は、前項の最終報告書は著作権を侵さない範囲にとどめることができる。

3 研究成果を出版する場合は、理事会に報告するものとする。

(研究費の運用)

第 7 条 年に最大で 50 万円(2 年で最大で 100 万円)の研究費援助が支給される。

2 研究費の取り扱いは、研究代表者において適正に処理し、研究期間終了時に会計報告を理事会に対して行うものとする。

(補則)

第 8 条 この細則の改正は、理事会の決議により行われる。